

## 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

あなた(または、あなたのご家族)が利用しようと考えている介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条の規定に基づき、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

### 1 地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)の概要

地域包括支援センター名	あわら地域包括支援センター	
介護保険指定番号	1800800011	
所在地	福井県あわら市市姫三丁目1-1 あわら市役所健康長寿課内	
電話番号	0776-73-8046	
緊急時の連絡先	0776-73-1221(市役所代表番号)	
FAX番号	0776-73-5688	
サービス提供地域	あわら市内	
職員体制	保健師等	1名以上
	主任介護支援専門員等	1名以上
	介護支援専門員	1名以上
	社会福祉士	1名以上
営業日及び営業時間	平日	月～金 午前8時30分～午後5時15分
休業日	土・日・祝日 及び 年末年始の12/29～1/3	
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。</li> <li>・ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</li> <li>・ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不正に偏ることのないよう、公平中立に行います。</li> </ul>	

2 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申し込みから、介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスが提供されるまでの流れとその内容

<p><b>①介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申し込み</b> 重要事項説明書をお渡しし、内容をご確認いただきます。</p>
<p><b>②契約の締結</b> 契約を締結いたします。</p>
<p><b>③実態の把握(アセスメント)</b> 認定調査結果及び主治医意見書または基本チェックリストの結果などを入手するとともに、担当の専門職員が利用者様やご家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。</p>
<p><b>④介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント原案の作成</b> アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント（以下サービス計画等という）の原案を作成します。介護予防サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者（以下サービス事業者という）を選定していただきます。サービス事業者の選定にあたり、利用者は複数のサービス事業者等を紹介するように求めることができます。また、サービス計画原案に位置付けた、サービス事業者等の選択理由の説明も求めることができます。</p>
<p><b>⑤サービス担当者会議の開催(※注意)</b> 関係するサービスの担当者を集め、サービス計画等原案について検討します。利用者様の希望や心身の状況等を考慮し、サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。</p>
<p><b>⑥介護予防サービス計画書及び介護予防ケアマネジメント計画書の交付</b> 検討されたサービス計画等の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、介護予防サービス計画書及び介護予防ケアマネジメント計画書をお渡しします。</p>
<p><b>⑦介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの提供</b> サービス計画等に位置づけられた介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスが、各々のサービス事業者より提供されます。</p>
<p><b>⑧状況の把握(モニタリング)</b> サービス計画等の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じてサービス計画等の変更を実施します。</p>
<p><b>⑨給付管理</b> 介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス利用実績を確認します。</p>
<p><b>⑩介護報酬請求</b> 介護報酬等の請求事務などを行います。</p>
<p><b>【その他】 マネジメントにかかる留意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 入院になった場合は、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関にお伝えください。</li><li>・ 医療系サービスの利用を希望している場合等は、主治医等に対してケアプランを交付し、必要な情報伝達を行います。</li><li>・ 障害福祉サービスを利用してきた障害のある方が介護保険サービスを利用する場合は、ケアマネジャーと障害福祉の相談支援専門員が密接な連携に努めます。</li></ul>

※⑤サービス担当者会議の開催について、ケアマネジメントBの場合は省略できます。

### 3 業務の委託(契約書第7条第2項により委託した場合)

2の③～⑨の業務を下記の指定居宅介護支援事業者に委託します。

事業所の名称	
所在地	
電話番号	
FAX番号	

### 4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

地域包括支援センターの担当職員(または居宅介護支援事業所の介護支援専門員)が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、ケアマネジメントAの場合はおおむね3ヶ月に1回となります(サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回などが目安になります)。また、ケアマネジメントBの場合は、おおむね6ヶ月に1回となります(サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して6ヶ月に1回などが目安になります)。

ただし、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

### 5 サービスの利用料及び利用者負担

① 介護予防支援	4,420円(1ヵ月)
② 介護予防ケアマネジメントA	4,420円(1ヵ月)
③ 介護予防ケアマネジメントB	2,210円(1ヵ月)
委託連携加算(委託業務を開始した月のみ)	上記①②③+3,000円(1ヵ月)
初回加算 ※新規で介護予防サービス計画書又は介護予防ケアマネジメント計画書を策定した月、及び2ヵ月以上サービス利用実績がなく、かつ利用者の状態が変化し再アセスメントにより計画書の再作成(計画内容の変更)を行い実績があった月	上記①②③+3,000円(1ヵ月)

※事業者が高齢者虐待防止措置未実施であった場合、介護支援予防及び介護予防ケアマネジメントサービスの利用料を1%減算します。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに対しては、利用者の負担はありません。

ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、一旦1ヶ月の利用料として上記料金をお支払いいただきます。支払った金額は保険者(坂井地区広域連合)への申請によって払い戻されます。

## 6 秘密の保持と個人情報の保護について

### ①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

センター及び委託先事業所は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

### ②個人情報の保護について

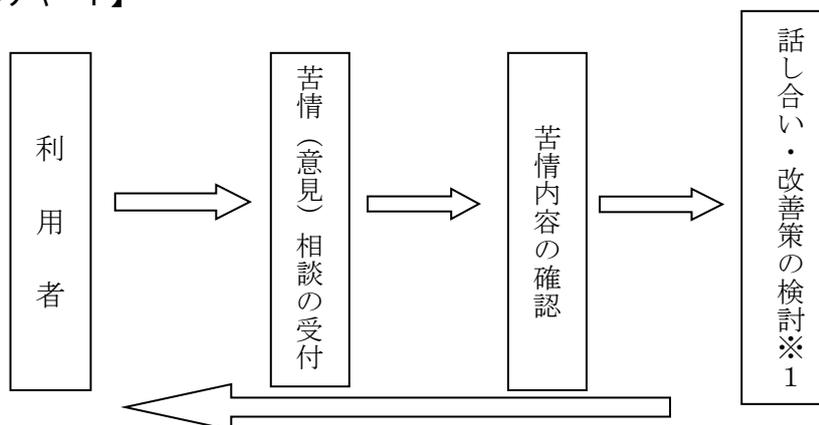
センターは、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。センターは、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 7 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に関する相談・苦情について

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に関するご相談や苦情がありましたら以下の相談窓口で受け付けます。

【地域包括支援センターの窓口】 <b>あわら地域包括支援センター</b>	所在地 あわら市市姫三丁目1-1 あわら市役所 健康長寿課内 電話番号 (0776)-73-8046 受付時間 8:30~17:15 (月~金)
【保険者の窓口】 <b>坂井地区広域連合</b>	所在地 坂井市坂井町上兵庫 40-15 電話番号 (0776)-72-3305 ファクス番号 (0776)-72-3306 受付時間 8:30~17:15 (月~金)
【公的団体の窓口】 <b>福井県国民健康保険団体連合会</b>	所在地 福井市西開発 4丁目 202-1 福井県自治会館 4階 電話番号 (0776)-57-1614 受付時間 8:30~17:15 (月~金)

### 【苦情対応チャート】



※1 内容や状況に応じて関係団体と連絡調整し改善策を検討します

## 8 緊急時の対応について

介護支援専門員等担当職員は、訪問中などに利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、センター管理者に報告し、指示に従い救急、警察、消防などを要請し対応するとともに、速やかに家族等に連絡を行います。

## 9 虐待防止に関する事項

センターは、利用者の人権の擁護、虐待またはその再発を防止するために次の措置を講じます。

センターは、虐待防止のための対策を検討するための会議を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を行います。また虐待防止するための研修会を実施します。サービス利用中に、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに各機関と対応します。

## 10 事業継続計画の作成等について

センターは、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、事業継続に必要な措置を講じます。

## 11 衛生管理等について

センターは、感染症の予防とまん延防止のため、対策を検討する会議をおおむね6月に1回以上開催し、センター内での内容周知を図ります。また、センターにおける平常時からの感染症の対策及び発生時の対応を規定した指針を整備します。

## 12 身体拘束について

センターは、センターまたは他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。